

第6回「医療分野における規制改革に関する検討会」議事次第

日時 平成15年6月12日(木)
18:00~20:00
場所 厚生労働省9階 省議室

議題

- (1) 医療分野における規制改革の在り方について
- (2) その他

配布資料

資料1	医療機関への医療資格者の労働者派遣について (報告書案)	1
資料2	紹介予定派遣の概要(今回の派遣法改正後)	5
資料3	派遣労働者の受入れ期間制限について	9
資料4	一般労働者派遣事業所及び特定労働者派遣事業所 の数	11
資料5	医療機関・社会福祉施設に対する派遣の実態に 関するアンケート調査	12

参考資料

参考1	第5回「医療分野における規制改革に関する検討会」 議事概要(案)	19
-----	-------------------------------------	----

「医療分野における規制改革に関する検討会」
医療機関への医療資格者の労働者派遣について（報告書案）

はじめに

- 労働者派遣事業制度は、社会経済の変化を背景とする労働力需給の多様化に対応するために、労働者派遣事業を労働力需給調整システムのひとつとして位置付けるとともに、労働者派遣事業の適正な運営の確保や派遣労働者の就業条件の整備等を図るため、制度化されたものである。
- 労働者派遣については、臨時的・一時的な労働力ニーズに迅速に対応でき、かつ、即戦力として期待できる点がメリットとして挙げられており、また、働く側にとっても、専門性を活かしたい、都合のよい時間、場所で働きたいなど多様な働き方を可能にするというメリットがあるとされている。
- 労働者派遣事業制度の適用除外業務は、現在、法律で規定されている港湾運送業務、建設業務、警備業務に、政令で規定されている医療業務を加え、4業務のみとなっており、法律の附則において、いわば経過措置的に適用除外業務とされていた物の製造の業務については、今般、労働者派遣事業制度全般が見直される中での労働者派遣法改正により、解禁することとされた。
- 適用除外業務としての医療関連業務については、平成11年に労働者派遣事業の適用対象業務が原則自由化された際に、それまでは特例として認められていた高年齢者のみを派遣労働者とする場合や育児・介護休業を取得した労働者の業務について派遣を行う場合を含め、医療資格者の労働者派遣が原則として適用除外とされた。その後、平成15年3月に、社会福祉施設等における医療関連業務については解禁されたが、医療機関については、派遣先（医療機関）が派遣労働者を特定できないこと等を考慮して、引き続き、適用除外とされている。
- 当検討会においては、こうした医療機関への医療資格者の労働者派遣のあり方について、労働者派遣事業制度の趣旨や最近の動向等を踏まえ、検討を行うこととしたものである。

1. 医療機関における医療資格者の確保の現状と労働者派遣についての検討の視点

- 医療機関において、適切な医療サービスを提供するためには、専門的

な知識・技能を有する医療資格者を、十分に確保することが不可欠である。

- しかしながら、医療機関における医師等の人員充足状況等をみると、地域や病院の規模などでばらつきがあり、必ずしも充足されていなかったり、採用方針どおりの人員の確保ができていないという状況も見られる。
- 医療は、国民の生命・健康に直接関わるものであり、その規制のあり方については、患者・国民の視点に立って検討することが必要である。医療機関への医療資格者の労働者派遣についても、こうした状況を踏まえ、医療機関の人材確保のための選択肢のひとつとしてこれを活用することが適切かどうかに関し、医療を受ける患者の視点から十分に検討することが必要である。
- 具体的には、医療機関において、専門的な知識・技能を有する医療資格者が十分に配置され、適切な医療サービスが提供されることが、患者の視点からも何より重要である。
- さらに、医療資格者間の適切な連携に支障が生じないかなど、従来から指摘されている労働者派遣の導入に係る懸念に対応して、医療の質や安全を確保するための方策等について十分に検討する必要がある。

2. 基本的な考え方

- 通常の労働者派遣においては、派遣先が派遣労働者を特定できない。このため、医療機関における医療資格者の労働者派遣については、チーム医療に支障が生じる等の問題があると指摘されている。一方、派遣先である医療機関が派遣労働者を事前に特定できる場合には、そうした問題があるとは考えられない。
- 今回の労働者派遣法の改正により、紹介予定派遣については、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないという規定を適用しないこととされ、派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等が可能となった。従って、こうした紹介予定派遣であれば、派遣労働者を事前に特定できることから、医療機関に導入しても差し支えないものと考えられる。
- また、派遣労働者については、頻繁に入れ替わるとすれば、医療スタッフや患者との間のコミュニケーションや信頼関係に支障が生じるので

はないかとの懸念が指摘されているが、紹介予定派遣の場合は、直接雇用を実現させるために行われるものであることから、派遣元事業主の意向だけで派遣労働者が入れ替わることは想定されず、そのような問題が生じるとは考えられない。

- また、派遣労働者が医療事故に関わった場合は、ケースによっては、派遣元事業主が関係者に加わることがあり得る。患者に対する医療機関等の損害賠償責任は、個々のケースに応じて判断されるが、この場合も、一般の労働者の場合との基本的な差異はないと考えられ、一義的には医療機関が責任をもって適切に対応すべきである。
- なお、紹介予定派遣については、現行制度でも、直接雇用に結びついている例が相当程度あるが、今回の労働者派遣法改正で、派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等を可能とすること等により、更に直接雇用を実現させる制度として円滑に機能することが期待されている。
- しかしながら、これに対して、医療機関における医療資格者の労働者派遣の解禁については、このような紹介予定派遣に限定するのではなく、臨時的・一時的な労働者需給のニーズに幅広く適切に対応できるよう、例えば、学会等による認定を受けた専門医等については通常の労働者派遣も可能としてはどうかとの意見があった。

3. その他留意すべき点

- 労働者派遣事業制度においては、派遣元事業主は教育訓練の機会の確保等に、また、派遣先も必要に応じ教育訓練に係る便宜を図るよう、それぞれ努めなければならないこととされている。特に、医療は生命・健康に関わるものであることから、医療機関への医療資格者の労働者派遣に際しては、派遣元事業主は、医療資格者である派遣労働者の資質の確保・向上を図ることが重要であり、また、派遣先である医療機関も、教育訓練の実施に積極的に協力することが望ましい。更に、医療資格者の資質の確保・向上は、派遣労働者についてのみ求められるものではなく、パートタイマー・臨時職員等を含め、医療資格者全体について適切に進められるべきものである。
- 労働者派遣については、派遣労働者による常用労働者の代替や、派遣労働者の処遇についての懸念も指摘されているところであり、医療機関における医療資格者の労働者派遣の導入に際しても、労働者派遣法による派遣期間の制限を超えた労働者派遣の受入れの禁止や、労働・社会保険への加入や適切な休暇の取得などをはじめとした派遣労働者の保護に

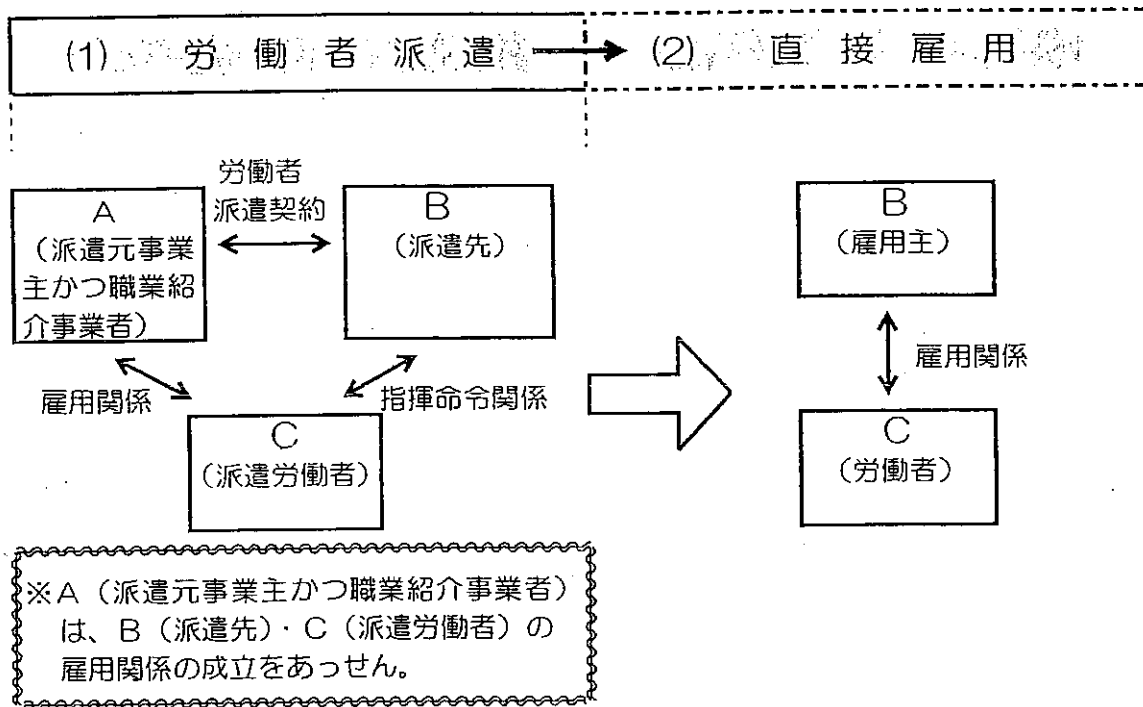
ついて適切な対応がなされるべきである。

- また、労働者派遣事業は、個人、株式会社や公益法人等をはじめとする法人が広く行うことが可能であるので、医師や看護師等の専門的な団体が、既に取り組んでいる職業紹介事業のように、そのノウハウを活用して労働者派遣事業を行うなど、前向きに取り組むことが期待される。
- 本問題を含め、医療に関する苦情や相談への対応を進めるため、国、地方公共団体及び医療関係者においては、「医療安全支援センター」、医療機関や医師会における患者相談窓口等の設置や活用を、積極的に推進することが必要である。

紹介予定派遣の概要（今回の派遣法改正後）

(1) 紹介予定派遣の概要

- 労働者派遣のうち、派遣元事業主が、派遣労働者・派遣先に対して職業紹介を行う（ことを予定している）もの。



(2) 紹介予定派遣の特徴

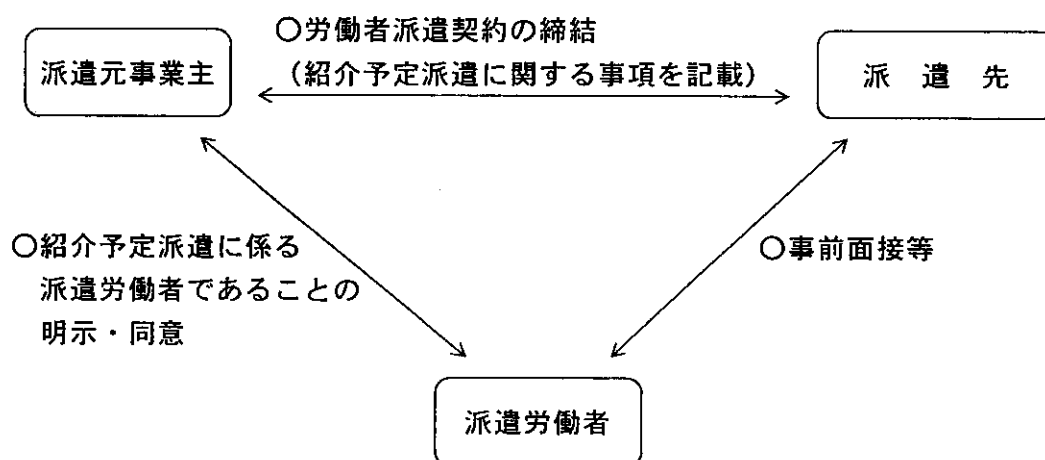
- 今回の派遣法改正により、従来の紹介予定派遣では行えなかった派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等が可能になる。＝派遣先において派遣労働者の事前の特定が可能となる。
- 労働者派遣期間中に、派遣先は派遣労働者の業務遂行能力等が直接雇用するのに相応しいか見定め、派遣労働者は派遣先における仕事が自分に合うかどうか等を見定めることができる。

(2) 手続きの流れ

① 紹介予定派遣の開始

○派遣元事業主は、①紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合、②既に雇い入れた労働者を新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合、それぞれその旨を派遣労働者に対して明示・同意を得る。

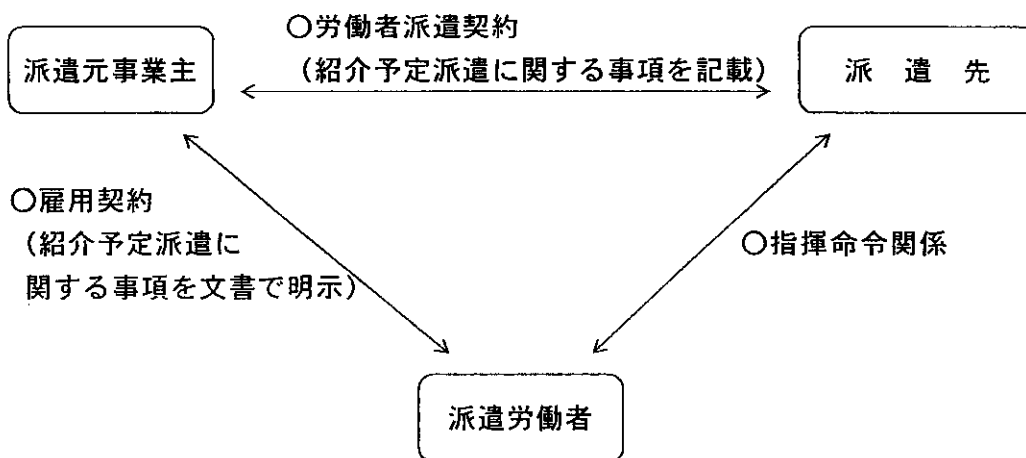
○派遣元事業主は、紹介予定派遣を希望する派遣先に対し、当該派遣先が求める業務内容、業務遂行能力等に相応しい派遣労働者を選定し、派遣先の要望に応じて、当該派遣労働者と派遣先との事前面接等を行う。



(*) 紹介予定派遣を行う派遣元事業主は、労働者派遣事業の許可の他に、職業紹介事業の許可が必要。

②労働者派遣

- 派遣労働者は派遣元事業主との間で雇用契約を結び、派遣元事業主と派遣先は、労働者派遣契約を締結する。
- 派遣労働者は、派遣先の指揮命令の下、労働者派遣契約において定められた業務に従事する。

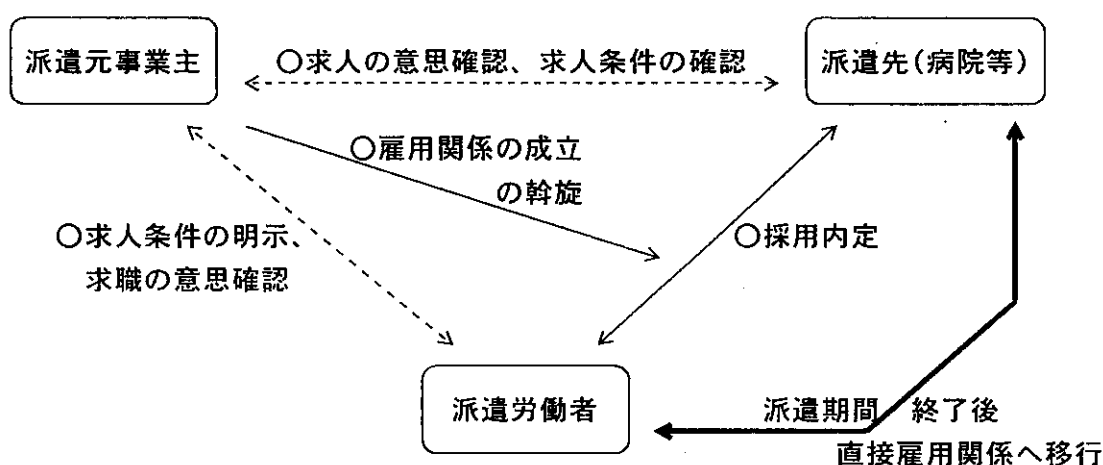


(*) 労働者派遣期間中に、派遣先は派遣労働者の業務遂行能力等が直接雇用するのに相応しいか見定め、派遣労働者は派遣先における仕事が自分に合うかどうか等を見定める。

(*) 紹介予定派遣による派遣就業の期間は一定期間に制限する予定。

③職業紹介の実施と派遣期間終了後の直接雇用

派遣元事業主は、派遣先と派遣労働者に対し、職業紹介（雇用関係の成立のあっせん）を行い、派遣先および派遣労働者双方の合意が得られれば派遣終了後に、直接雇用に移行（合意が得られなければ、労働者派遣はそのまま終了。）



- 1 派遣先は派遣元事業主に対して求人条件を提示する。
- 2 派遣元事業主は、派遣労働者に対して派遣先の求人条件を明示し、求職の意思（派遣労働者が派遣先による直接雇用を希望するか）を確認する。
- 3 派遣先及び派遣労働者の双方が直接雇用を希望すれば、派遣先と派遣労働者は派遣期間の終了後、直接雇用に移行する。

(*) 派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示、派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定も可能。

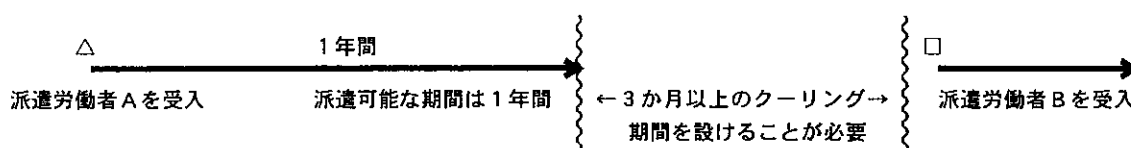
(*) 派遣元事業主が派遣労働者又は派遣先との間で、派遣先が派遣労働者を直接雇用することを禁ずる旨の契約を締結することは法律で禁止されている（労働者派遣法第33条）。

(*) 派遣先は、労働者派遣法上の派遣期間の制限の範囲内で別の派遣労働者を受け入れることも可能。

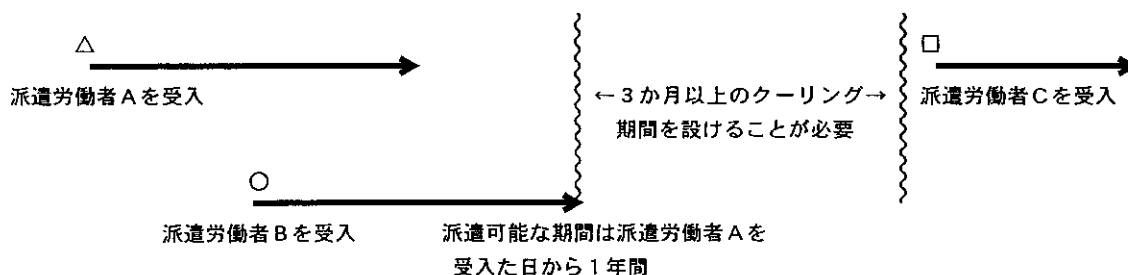
派遣労働者の受入れ期間制限について

〔現状〕

- ・ 派遣先は、同一の業務について、1年を超える期間継続して労働者派遣を受け入れることはできないとされている（いわゆる「26業務」を除く）。
- ・ 新たな派遣労働者を受け入れる場合、その直前の労働者派遣の終了時からの期間が3か月間を超えていないときは継続していると見なされ、新たな派遣労働者を受け入れることはできない（いわゆる「クーリング期間」）。



- ・ 同一の業務に複数の派遣労働者を受け入れることは可能であるが、2人目以降の派遣労働者の受入可能期間は、最初の派遣労働者を受け入れた日から1年間になる。
- ・ 3か月間のいわゆる「クーリング期間」は、直前の労働者派遣の終了時から起算する。



〔今回改正後〕

- ・ 派遣先が、同一の業務について、継続して派遣労働者を受け入れることができる期間については、「臨時的・一時的」な業務で、その業務の処理に1年を超えて3年までの期間を要すると事業主が判断する場合、最長で3年まで受入れ可能。
- ・ いわゆる「クーリング期間」は、3か月。

(参考)

○労働者派遣法

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。次条において同じ。）について、派遣元事業主から一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

○派遣先が講ずべき措置に関する指針

(平成11年 労働省告示第138号) (抜粋)

第二

十四 労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限の適切な運用

派遣先は、労働者派遣法第四十条の二の規定に基づき派遣労働者による常用労働者の代替の防止の確保を図るため、次に掲げる基準に従い、事業所その他派遣就業の場所ごとに同一の業務について、派遣元事業主から一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこと。

(三) 労働者派遣の役務の提供を受けていた派遣先が新たに労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、当該新たな労働者派遣の開始と当該新たな労働者派遣の役務の受入れの直前に受け入れていた労働者派遣の終了との間の期間が三月を超えない場合には、当該新たな労働者派遣の役務の受入れの直前に受け入れていた労働者派遣から継続して労働者派遣の役務の提供を受けていたものとみなすこと。

一般労働者派遣事業所及び特定労働者派遣事業所の数

(平成15年6月1日現在)

○ 労働者派遣事業を行う事業所数

一般労働者派遣事業所数	8, 313 (うち、公益法人20)
特定労働者派遣事業所数	11, 575 (うち、公益法人 6)
合 計	19, 888 (うち、公益法人26)

(注)

- ・一般労働者派遣事業所数は、許可又は更新の累計数から廃止届を受理した事業所の数を除いたもの。
- ・特定労働者派遣事業所数は、届出の累計から廃止届を受理した事業所の数を除いたもの。

- ※1 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業（主として、登録型の労働者を派遣する事業）であり、許可制となっている。
- ※2 特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業であり、届出制となっている。

○ なお、全事業所については、その事業主体別の内訳を把握していない。

(参考) 平成15年6月1日付けで、一般労働者派遣事業について許可又は更新されたもの及び特定労働者派遣事業について届出受理されたものの内訳は、以下の通りである。

事業主体	事業所数	割合 (%)
株式会社	319	81.6
有限会社	67	17.1
個人	4	1.0
公益法人(財団法人)	1	0.3
合計	391	100.0

医療機関・社会福祉施設に対する派遣の実態に関するアンケート調査

1 調査の趣旨

現在、「医療分野における規制改革に関する検討会」（厚生労働省）において、医療機関に対する医療関連業務の派遣について検討が進められているところであるが、同検討会における議論に資するよう、医療機関・社会福祉施設に対する派遣の実態について調査を行うもの。

2 調査の方法

（社）日本人材派遣協会より各派遣元事業主へ、メールにてアンケート票を369社宛送付。

各派遣元事業主より回答を（社）日本人材派遣協会へFAX（03-3222-1606）にて送付。回答数：155社 回収率 42.0%

- ・ 調査実施期間 平成15年5月12日（月）～16日（金）
- ・ （社）日本人材派遣協会への回答送付〆切 : 5月16日（金）

3 調査の内容

別紙のとおり。

医療機関・社会福祉施設に対する派遣の実態に関するアンケート調査

1. 医療機関に対する派遣の実態について

質問1 現在、病院・診療所に対する派遣を行っていますか？

- | | | |
|----------|--------|---------|
| ① 行っている | …27.1% | 42/155 |
| ② 行っていない | …72.9% | 113/155 |

～質問1において「①行っている」と回答した場合～

質問2 派遣を行っている業務は？（複数回答可）

- | | | |
|-----------|--------|-------|
| ① 介護業務 | …11.9% | 5/42 |
| ② 給食業務 | …16.7% | 7/42 |
| ③ 医療事務 | …61.9% | 26/42 |
| ④ 洗濯・清掃業務 | …9.5% | 4/42 |
| ⑤ その他 | …50.0% | 21/42 |

質問3 派遣を行っている派遣先の件数は？

- | | | |
|----------|--------|-------|
| ① 1～10件 | …81.0% | 34/42 |
| ② 10～30件 | …14.3% | 6/42 |
| ③ 30件以上 | …4.8% | 2/42 |

質問4 派遣先が労働者派遣を利用する理由は？

(把握している範囲内でお答え下さい。)(複数回答可)

- | | | |
|---------------------------|--------|-------|
| ①臨時的・一時的な業務量の増加に迅速に対応するため | …54.8% | 23/42 |
| ②欠員補充に迅速に対応するため | …71.4% | 30/42 |
| ③特別な知識・技術・経験等を必要とするため | …40.5% | 17/42 |
| ④コストが割安なため | …47.6% | 20/42 |
| ⑤雇用調整が容易なため | …47.6% | 20/42 |
| ⑥その他 | …7.1% | 3/42 |
| ⑦わからない | …4.8% | 2/42 |

2. 社会福祉施設等に対する派遣の実態

質問1 社会福祉施設に対する医療関連業務(※)の派遣を、現在行っている、

又は、行うことを具体的に予定していますか？

- | | | |
|-------------------------------|---------|---------|
| ① 現在行っている | … 3.9% | 6/154 |
| ② 現在行っていないが、今後行うことを具体的に予定している | … 12.3% | 19/154 |
| ③ 行う具体的予定はない | … 83.8% | 129/154 |

※) 医療関連業務…医療関係資格者の行う業務。(医師の行う医業、歯科医師の行う歯科医業、看護師の行う療養上の世話又は診療の補助、診療放射線技師の行う放射線照射 等)

～質問1において [① 現在行っている / ② 現在行っていないが、今後行うことを具体的に予定している] と回答した場合～

質問2 派遣を行っている、又は、行うことを予定している派遣先の施設の

種類は？(複数回答可)

- | | | |
|-----------------------------------|---------|-------|
| ① 老人福祉施設(特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等) | … 92.0% | 23/25 |
| ② 障害者施設(身体障害者療護施設、知的障害者授産施設等) | … 32.0% | 8/25 |
| ③ 児童福祉施設(保育所、知的障害児施設等) | … 44.0% | 11/25 |
| ④ その他 | … 20.0% | 5/25 |

質問3 現在、派遣を行っている派遣先の件数は？

- | | | |
|---------|--------|-----|
| ①1～10件 | …50.0% | 3/6 |
| ②10～30件 | …16.7% | 1/6 |
| ③30件以上 | …33.3% | 2/6 |

質問4 現在行っていないが、今後、派遣を行うことを具体的に予定してい

る派遣先の件数は？

- | | | |
|---------|--------|-------|
| ①1～10件 | …78.9% | 15/19 |
| ②10～30件 | …5.3% | 1/19 |
| ③30件以上 | …15.8% | 3/19 |

質問5 現在、派遣を行っている又は行うことを具体的に予定している派遣

労働者の種類は？（複数回答可）

- | | | | | | |
|-----------|--------|-------|----------|--------|-------|
| ①医師 | …17.4% | 4/23 | ⑩義肢装具士 | …8.7% | 2/23 |
| ②歯科医師 | …17.4% | 4/23 | ⑪視能訓練士 | …8.7% | 2/23 |
| ③薬剤師 | …56.5% | 13/23 | ⑫理学療法士 | …39.1% | 9/23 |
| ④保健師 | …34.8% | 8/23 | ⑬作業療法士 | …34.8% | 8/23 |
| ⑤助産師 | …8.7% | 2/23 | ⑭臨床検査技師 | …21.7% | 5/23 |
| ⑥看護師・准看護師 | …73.9% | 17/23 | ⑮栄養士 | …52.2% | 12/23 |
| ⑦言語聴覚士 | …13.0% | 3/23 | ⑯歯科衛生士 | …17.4% | 4/23 |
| ⑧救急救命士 | …8.7% | 2/23 | ⑰診療放射線技師 | …0.0% | 0/23 |
| ⑨臨床工学技士 | …8.7% | 2/23 | ⑱歯科技工士 | …8.7% | 2/23 |

質問6 派遣先が労働者派遣を利用する理由は？（把握している範囲内でお

答え下さい。）（複数回答可）

- | | | |
|---------------------------|--------|-------|
| ①臨時的・一時的な業務量の増加に迅速に対応するため | …82.6% | 19/23 |
| ②欠員補充に迅速に対応するため | …78.3% | 18/23 |
| ③特別な知識・技術・経験等を必要とするため | …56.5% | 13/23 |
| ④コストが割安なため | …43.5% | 10/23 |
| ⑤雇用調整が容易なため | …56.5% | 13/23 |
| ⑥その他 | … 4.3% | 1/23 |
| ⑦わからない | … 0.0% | 0/23 |

～質問1において「③ 行う具体的予定はない」と回答した場合～

質問7 社会福祉施設に対する医療関連業務の派遣を行うことを検討して
いるか。

- | | | |
|----------|--------|---------|
| ①検討している | …15.7% | 20/127 |
| ②検討していない | …84.3% | 107/127 |

（質問7において「①検討している」場合）

質問8 検討しているが、実際に労働者派遣を行っていない理由は？

（複数回答可）

- | | | |
|----------------------|--------|-------|
| ①現在のところ派遣先からのニーズがない | …80.0% | 16/20 |
| ②医師、看護師等である派遣労働者がいない | …50.0% | 10/20 |
| ③その他 | …25.0% | 5/20 |

(質問7において「②検討していない」場合)

質問9 検討していない理由は？(複数回答可)

- | | | |
|------------------------------|--------|--------|
| ①現在のところ派遣先からのニーズの見込みがない | …47.6% | 50/105 |
| ②医師、看護師等である派遣労働者が確保できる見込みがない | …58.1% | 61/105 |
| ③その他 | …25.7% | 27/105 |

(質問8において「①現在のところ派遣先からのニーズがない」又は

質問9において「①現在のところ派遣先からのニーズの見込みがない」場合)

質問10 派遣先のニーズがない又はニーズの見込みがない理由はどのような

理由によるものと考えているか？(複数回答可)

- | | | |
|---|--------|-------|
| 〔①社会福祉施設において医療関連業務に派遣が利用できることが十分知られていない。〕 | …66.7% | 44/66 |
| ②社会福祉施設等においては派遣がなじまないものと認識されている。 | …51.5% | 34/66 |
| ③その他 | …27.3% | 18/66 |

～ 質問は以上です。御協力大変ありがとうございました。～